

第4号議案 2007年度借入金限度額承認の件

- 1、2007年度の借入金限度額を5億円とします。
- 2、生協が金融機関その他から借り入れられる借入金限度額は、「生協法」の定めにより、毎年総代会で決定しなければなりません。
借り入れは極力避け、最小限度に止めることが基本ですが、万一の天災や不慮の事故などに備えて借り入れの限度額を決めておきます。
- 3、6年前から、京大生協は借入金限度額を5億円と決めてきました。

現在京大生協は金融機関その他からの借り入れは行っていません。

但し、商品や食材の仕入れ支払いの代行を委託している京都事業連合に対して、資金不足の際には支払いの延納(支払いの先延ばし)を一時的に行っており、実質的な短期借り入れ状態が発生しています。2006年度はこの支払い延納額が最高時で一時的に1億円になりました。2005年4月オープン桂キャンパス福利棟施設への投資のため、全国大学生協連合会から3,300万円の設備融資を受けています。(2007年2月28日現在借入残高 1,650万円)

第5号議案 2007年度役員報酬限度額承認の件

- 1、2007年度役員報酬限度額を2,500万円とします。

役員報酬とは、生協の役員(理事、監事)に支払う報酬(給与、手当など)のことです。この役員報酬の総額限度額は毎年総代会で決定することになっています。実際に支払っている役員報酬は、員外理事(常勤理事)への給与、学生理事、院生理事、学生院生監事への手当です。教職員理事・監事に対する報酬は支払われていません。役員報酬の金額は総代会で決定された限度額の範囲内で理事会にて決定します。

2007年度の員外理事は3名を予定しています。

以上